

○岡山県警察国費指名競争入札参加業者選定委員会設置要綱の制定について(通達)

(平成 18 年 5 月 16 日岡会第 253 号警察本部長例規)

改正 平成 20 年 3 月岡務第 195 号 平成 21 年 3 月第 195 号
平成 22 年 3 月第 260 号 平成 24 年 3 月岡務第 287 号
令和 2 年 12 月 18 日岡会第 580 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
令和 4 年 3 月 10 日岡務第 238 号

各部長
首席監察官
総務調整官
各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察国費指名競争入札参加業者選定委員会設置要綱を制定し、本日から施行することとしたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

別添

岡山県警察国費指名競争入札参加業者選定委員会設置要綱

第 1 目的

この要綱は、国費予算執行における指名競争入札参加業者の選定について必要な事項を定め、もって、指名競争の一層の透明性及び公正の確保を図ることを目的とする。

第 2 設置

岡山県警察本部に、岡山県警察国費指名競争入札参加業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第 3 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、その構成は別表のとおりとする。
- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
- 4 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第 4 任務

委員会は、契約を指名競争に付そうとする場合において、競争に参加する業者の選定に関する調査及び審議を行うものとする。

第 5 会議

- 1 委員会は、委員長が招集し、議事を主宰する。
- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員に事故があるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理することができる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。
- 5 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第6 会議の省略

委員長は、急を要する場合で委員会の会議を招集するいとまがないときは、委員の半数以上の者に回議することにより会議の議決に代えることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、警務部会計課において行う。

第8 委員会への付議手続等

- 1 警務部会計課長は、委員会に指名候補者の選定審査を求めるときは、入札指名候補者名簿(様式第1号)により付議するものとする。
- 2 委員会における入札参加者の選定結果は、入札参加業者回答書(様式第2号)により警務部会計課長に回答するものとする。

第9 文書の保存

入札指名候補者名簿は、会計課において5年保存するものとする。

別表

委員長	委員	
総務統括官	会計課施設室関係の工事又は工事に係る業務委託契約	警務部会計課長 警務部会計監査官 警務部会計課施設室長 刑事部組織犯罪対策第一課長
	上記以外の工事又は工事に係る業務委託契約	警務部会計課長 警務部会計監査官 刑事部組織犯罪対策第一課長 工事等担当所属の長
	システムの開発又は開発に係る業務委託等の契約	警務部会計課長 警務部会計監査官 警務部情報管理課長 刑事部組織犯罪対策第一課長 業務担当所属の長
	上記以外の契約	警務部会計課長 警務部会計監査官 刑事部組織犯罪対策第一課長 業務担当所属の長